

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「私たちは、まごころを込めて親切に應對し、地域社会に貢献します。私たちは、社員一人ひとりの幸福、お客様一人ひとりの幸福、そして、あらゆる人々の幸福を願い、笑顔を増やします。」という経営理念を掲げ、その実践を通して広く地域社会へ貢献することにより、株主の皆様やお客様、患者様を始め、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、支持していただける企業として成長・発展していきたいと考えております。

そのための基盤として、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると認識しており、法令遵守の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るべく、次の基本方針に沿って経営体制を整備するとともに必要な施策を講じております。

- (1) 株主の皆様の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主の皆様やお客様、患者様を始め、お取引先様、地域社会、従業員等のステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 株主の皆様との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、「私たちは、まごころを込めて親切に應對し、地域社会に貢献します。私たちは、社員一人ひとりの幸福、お客様一人ひとりの幸福、そして、あらゆる人々の幸福を願い、笑顔を増やします。」との経営理念を掲げております。

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社に与える影響を算定しております。中期経営計画の開示が可能となった時点で速やかに公表する予定です。

【補充原則4-2① 中長期的な業績と連動する経営陣の報酬】

当社は、指名・報酬委員会を設置しており、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定しております。中長期的な業績と連動する報酬につきましては、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように、引き続き、検討してまいります。

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要】

取締役会の機能向上を図るため、今後、取締役会全体の実効性の向上に向けて幅広く検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社に与える影響を算定しております。中期経営計画の開示が可能となった時点で速やかに公表する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、上場会社の株式を保有することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要であると判断した場合には、当該株式を保有することがあります。

こうした株式については、毎年、取締役会において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証し、当該検証内容を開示するとともに、保有に適さないと判断した株式については、順次縮減してまいります。

また、上場株式に係る議決権については、当該上場会社の経営方針を尊重しつつ、当社のみならず当該上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から判断のうえ、これを行使するものとします。なお、当該上場会社の業績の長期低迷、重大な不祥事、その他株主価値を毀損するおそれがある事象が存在する場合は、慎重に議決権を行使してまいります。

【原則1-7 関連当事者との取引に関する方針】

当社は、当社グループの役員について、利益相反取引、競業取引がないかどうかを定期的に確認しております。当社は、当社が役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取引内容および条件の妥当性について、取締役会の承認を必要としております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型の企業年金を導入していないため、原則2-6の適用がないものと判断しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書の1「基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当報告書の1「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当報告書IIの2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。
- (v) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明
当社ホームページに掲載の株主総会招集通知に記載いたしますので、ご参照ください。

[補充原則4-1① 取締役会から経営陣に対する委任の概要]

職務権限規程により、職務項目ごとに内容の軽重ないし金額の多寡を区分のうえ、取締役会で決定する事項と各職位に決定を委ねる事項を明確に定めております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準]

当報告書IIの1「独立役員関係」をご参照ください。

[補充原則4-11① 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、ならびに取締役の選任に関する方針・手続]

当報告書IIの2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

[補充原則4-11② 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況]

葉山良子 株式会社アダストリア 社外監査役、株式会社ダイナックホールディングス 社外取締役（監査等委員）
安田加奈 株式会社ゲオホールディングス 社外取締役、シンボ株式会社 社外監査役、中央発條株式会社 社外取締役、コンドーテック株式会社 社外監査役

[補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社は、取締役および監査役がその役割および責務を実効的に果たせるように、就任時および就任後も継続的に、当社の経営理念、経営戦略、財務状態その他の重要な事項に関する情報を提供しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針]

- ・取締役会議長は、株主との建設的な対話を促進を統括するものとします。
- ・IR窓口部門であるコントロール部は、他の部門と適宜連携して取締役会議長その他の取締役と株主との対話を補助するものとします。
- ・個別面談以外の対話の手段として、半期ごとの機関投資家向けに決算説明会のほか、必要に応じて臨時的説明会を実施するものとします。
- ・取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に共有されるよう努めるものとします。
- ・株主と対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社スギ商事	20,605,000	33.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,357,500	3.81
杉浦 克典	1,892,000	3.06
杉浦 伸哉	1,892,000	3.06
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,346,800	2.17
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,299,838	2.10
株式会社ツルハ	1,272,000	2.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,187,312	1.92
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	1,163,206	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,153,300	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・当社は、自己株式を1,516,887株保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。
- ・割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神野 重行	他の会社の出身者											
葉山 良子	公認会計士											
堀 美智子	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神野 重行	○	---	流通業界における他社代表取締役および業界団体役員等の経験を活かした業務執行全般にわたる助言を期待しております。なお、形式的に「上場管理等に関するガイドライン」において規定される一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される要素に該当せず、かつ実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断したため、独立役員に指定しております。

葉山 良子	○	株式会社アダストリアの社外監査役、株式会社ダイナックホールディングスの社外取締役(監査等委員)を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。	主に公認会計士の経験および知見に基づく会計分野の専門的見地からの助言を期待しております。なお、形式的に「上場管理等に関するガイドライン」において規定される一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される要素に該当せず、かつ実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断したため、独立役員に指定しております。
堀 美智子	○	---	医療分野における他社での取締役および各種団体理事等の経験を活かした高い専門的見地からの助言を期待しております。なお、形式的に「上場管理等に関するガイドライン」において規定される一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される要素に該当せず、かつ実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された委員3名以上をもって構成し、その過半数は社外役員(社外取締役および社外監査役)とすることとしております。なお、上記のその他1名は、社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による定期的な監査の際に、監査役および監査室は、会計監査人との会合を設け、監査の計画および結果の報告ならびに意見および情報の交換を実施しております。また、監査室による各部門の監査の都度、監査役は、監査室との会合を設け、監査の計画および結果の報告ならびに意見および情報の交換を実施しております。
 なお、会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂本 利彦	他の会社の出身者													
安田 加奈	公認会計士													
神谷 誠	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 利彦	○	----	他社での代表取締役の経験を活かした業務執行全般にわたる助言を期待しております。なお、形式的に「上場管理等に関するガイドライン」において規定される一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される要素に該当せず、かつ実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断したため、独立役員に指定しております。
安田 加奈	○	株式会社ゲオホールディングスの社外取締役、シンボ株式会社の社外監査役、中央発條株式会社の社外取締役、コンドレーテック株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。	主に公認会計士および税理士の経験および知見に基づく会計・税務分野の専門的見地からの助言を期待しております。なお、形式的に「上場管理等に関するガイドライン」において規定される一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される要素に該当せず、かつ実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断したため、独立役員に指定しております。
神谷 誠	○	----	主に公認会計士および税理士の経験および知見に基づく会計・税務分野の専門的見地からの助言を期待しております。なお、形式的に「上場管理等に関するガイドライン」において規定される一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される要素に該当せず、かつ実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	6 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において規定される一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される要素に形式的に該当せず、かつ実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを独立役員の要件としております。

独立役員の要件を充たす社外役員の全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

期初に掲げた予算、とりわけ、経常利益の予算達成状況および各人の貢献度に応じて、役員賞与を支給する形でインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告においては、対象員数、報酬区分ごとの金額、総額に関して、全取締役の合計値とともに社外取締役分を内数で記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・業務執行取締役の報酬等は、株主価値との連動性を持たせ、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる適切、公正かつバランスの取れたものとします。
・非業務執行取締役および監査役の報酬等は、各人が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものとします。
・株主総会に提出する取締役および監査役の報酬等に関する議案の内容は、指名・報酬委員会の公正な検討を踏まえた提案を受け、取締役会が定めます。なお、監査役の報酬等に関する議案の内容については、監査役会の同意を要します。
・取締役および監査役の個人別の報酬等は、指名・報酬委員会の公正な検討を踏まえた提案を受け、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の協議により定めます。
・指名・報酬委員会が取締役および監査役の個人別の報酬等の額について提案をする場合には、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断します。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役および社外監査役が出席する取締役会その他の会合に先立ち、議題に関する情報を提供するとともに、必要に応じて補足説明を行っております。その他適宜必要な情報を提供しております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
杉浦 昭子	相談役	業務全般に対する助言	[勤務形態] 常勤、[報酬] 有	2018/5/17	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行は、業務分掌規程および職務権限規程に基づき行っており、取締役会は適宜報告を受けるほか、必要に応じてこれらの規程を見直しております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、各種議事録、決裁書類その他重要な書類を閲覧するなどの方法により、取締役の業務執行を監査し、その結果を監査役会に報告しております。

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続きは以下のとおりです。

<方針>

・当社の取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者としします。さらに、当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者としします。

・当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上に資する意思決定が行われるためには、取締役会・監査役会が知識、経験および能力を全体としてバランス良く備えて構成されるべきであるとの考え方にに基づき、取締役・監査役の多様性および適正規模に配慮して候補者を決定します。

＜手続＞

・当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象としします。

・新任取締役・監査役の候補者は、指名・報酬委員会における公正、透明かつ厳格な審査および提案を受け、取締役会で決定します。

・経営陣幹部に解任すべき事由が生じた場合には、指名・報酬委員会における公正、透明かつ厳格な審査および提案を受け、取締役会で決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であります。社外取締役3名、社外監査役3名を選任していること、取締役の任期が1年であること、任意に指名・報酬委員会を設置していることなど、指名委員会等設置会社の要素を取り入れたコーポレート・ガバナンス体制となっております。監査役設置会社、指名委員会等設置会社、あるいは監査等委員会設置会社にはそれぞれに利点があると認識しておりますが、現在のところ監査役設置会社が当社に適しているものと判断しております。

社外取締役には、他の会社の出身者や専門家を選任することとしており、その経験、知識を生かした独立した立場からの提言、助言等により、適正かつ妥当な意思決定に寄与しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期限より、1週間程度早期に発送する方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を極力回避して設定する方針であります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類の参考英訳を作成し、東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回程度開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報を始めとするリリース内容を随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの窓口部署としてコントロール部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「サステナビリティ基本方針」を定め、4つのマテリアリティを設定し、各マテリアリティ毎に以下の取組みを推進してまいります。 - いつまでも健康的な暮らしを応援する商品・サービスの創出 - リアルとデジタルとの融合で健康・福祉を向上させるサービスの開発と提供 - 健康や生活の豊かさに貢献する付加価値の高い商品の開発と提供 - デジタル技術の活用による顧客満足度の向上 - あらゆる人々の安心・安全を支える地域拠点としての発展 - 地域の生活とコミュニティを支える店舗づくり - 地域の医療・福祉ニーズに応じた店舗づくり - 超高齢社会に向けたサービス・インフラの拡充 - 安心・安全なまちづくりへの貢献 - 働きやすく、活躍できる職場環境の提供 - 多様性のある働き方の実現 - 従業員一人ひとりの活躍支援 - シニアおよび障がいをお持ちの方の就労支援 - 従業員の健康増進 - ムリ・ムダ・ムラをなくし効率的で環境にやさしい商品・資源利用の実現 - お取引先様と共に効率的な商品調達や配送方法を実現し商品の廃棄・返品を削減 - 環境に配慮した商品の開発と販売 - マイバッグ運動の推進 なお、それぞれの取組みの詳細につきましては、「SUGI Holdings Report 2020」にて開示しております。
その他	女性の役員選任状況は、取締役7名のうち2名、監査役3名のうち1名であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

次のとおり「スギ薬局グループ 内部統制システムの基本方針」を定め、実践しております。

スギ薬局グループ 内部統制システムの基本方針

当社および当社子会社（以下「スギ薬局グループ」という。）は、「社員一人ひとりの幸福、お客様一人ひとりの幸福、そして、あらゆる人々の幸福を願い、笑顔を増やします」という経営理念を掲げ、その実践を通して広く地域社会へ貢献することを基本理念としている。また、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ確かな意思決定と、より透明性の高い公正で効率的な経営の実現を、コーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えている。

スギ薬局グループは、この基本理念のもと、コーポレート・ガバナンスおよび財務報告の信頼性の充実・強化のため、次のとおり内部統制システムの基本方針を定める。スギ薬局グループは、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努める。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) スギ薬局グループは、スギ薬局グループの業務に従事するすべての役員および社員（アルバイト、パートタイマー、契約社員、派遣社員、出向社員を含む。以下同じ。）の行動規範として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、また、「コンプライアンスポケットマニュアル」を携帯することにより、各自がその業務執行にあたりこれを遵守するよう指導・徹底する。

(2) リスク委員会を設け、スギ薬局グループ内におけるコンプライアンス体制の構築・浸透を図るとともに法令・定款等に違反する行為に対処する。

(3) 監査室は、内部監査規程に基づき、職務の遂行状況についての監査を実施する。

(4) スギ薬局グループは、内部通報制度を設け、リスク・法令違反などの情報を受け付け、適正な是正措置を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク委員会を設け、スギ薬局グループの業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに関する管理体制の構築、維持、向上を推進する。

(2) 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害等の拡大を防止し損害等の極小化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 持株会社および事業子会社の機能に沿った分権により、意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等において経営目標を明確にし、適宜その達成状況を検証し、必要に応じて対策を講じる。

(2) 業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの業務執行における責任者およびその責任、手続の詳細について定める。

5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、グループ会社管理規程に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。

(2) 監査室は、スギ薬局グループの業務の適正性のモニタリングを行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置することとする。

(2) 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) スギ薬局グループの役員および社員は、必要と判断したときは、重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿・書類等の提出や、状況説明を行うものとする。

(2) 監査室は、監査役と密接な連携を保ち、コンプライアンスおよびリスク管理の状況について適宜報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が、必要に応じ顧問弁護士等外部専門家と連携を図る機会を確保することとする。

(2) 取締役は、監査役と随時に意見交換し、監査の実効性確保に努めるものとする。

(3) 監査役は、月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

監査室は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正があればこれを勧告する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当・不法な要求は排除する。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取り対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載の「スギ薬局グループ 内部統制システムの基本方針」の中の「10. 反社会的勢力排除に向けた体制」に記載のとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 情報開示の基本方針

当社は、金融商品市場を構成する一員として、会社情報の開示の充実を図ることにより透明性を確保することが求められていることを認識し、株主・投資者の皆様の投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算情報等が発生した場合、金融商品取引法および証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示を行っております。

また、適時開示規則等に該当しない情報であっても、株主・投資者の皆様に有用と判断される情報については、迅速かつ積極的な情報開示に努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、重要な会社情報を大きく5つ（(1) 決定事実に関する情報、(2) 発生事実に関する情報、(3) 決算等に関する情報、(4) (1)から(3)以外の情報、(5)緊急に開示を必要とする情報）に分類して、別紙のとおり適時開示に係る社内体制を整備しております。

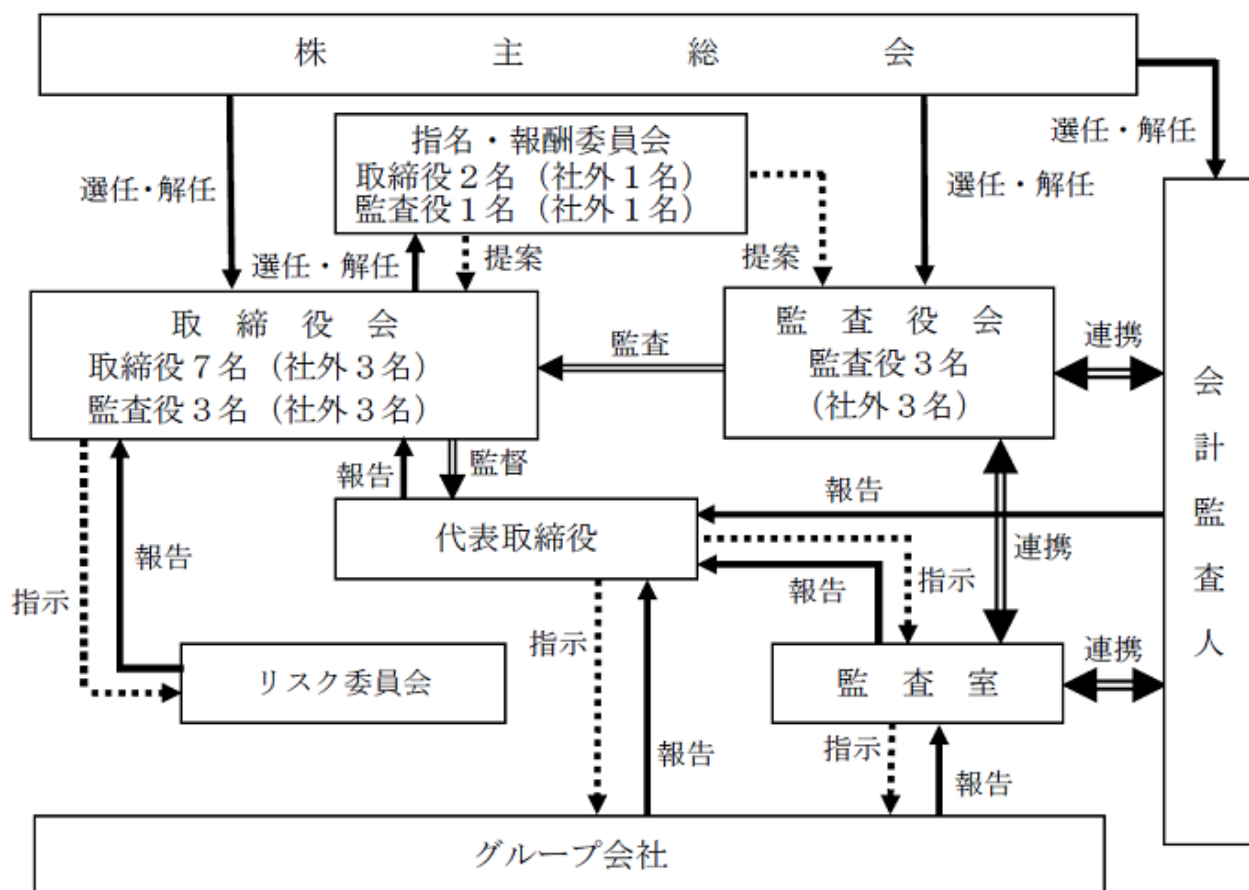
3. 適時開示の方法

適時開示が必要な場合は、決定・発生後遅滞なく、適時開示情報伝達システム（TDnet）により公表しております。なお、TDnetによって公表した情報は、当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

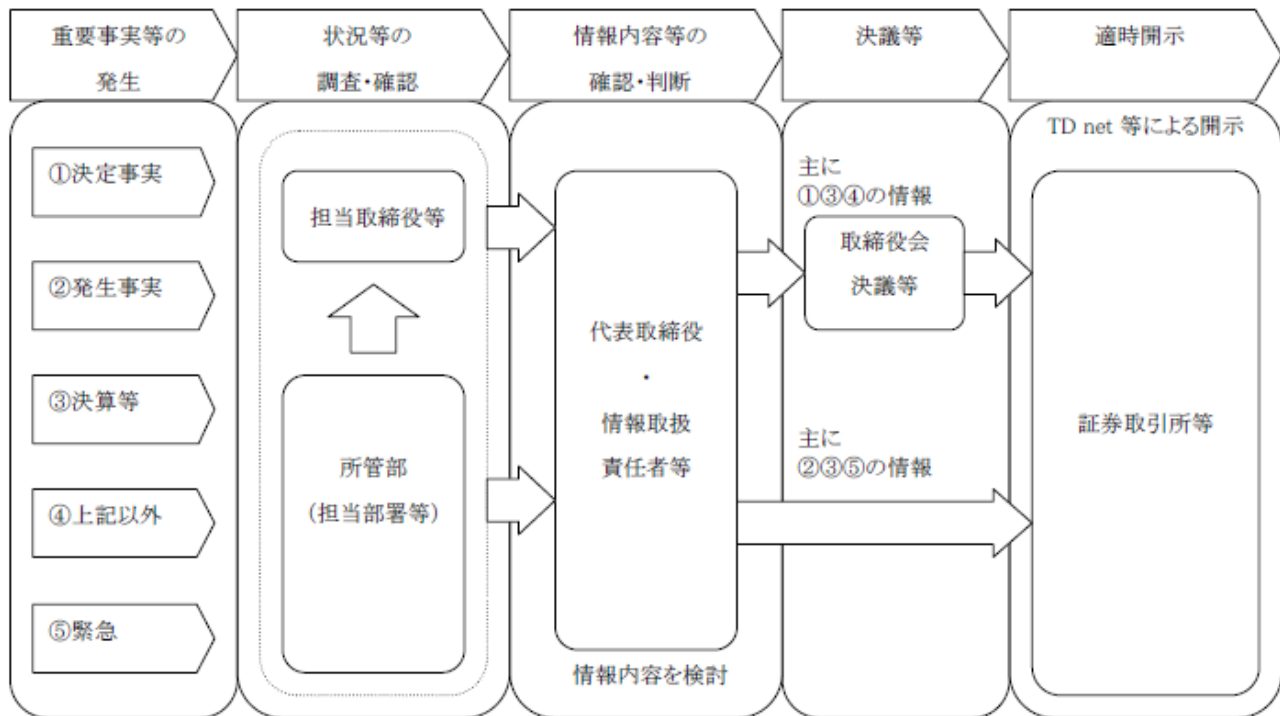
4. 適時開示体制のモニタリング

当社の適時開示に係る社内体制が適切に機能しているかどうかを確認するため、監査室による内部監査に加え、監査役による監査を実施しております。

（注）上記「2. 会社情報の適時開示に係る社内体制」中の「(5) 緊急に開示を必要とする情報」は、株主・投資者の判断に影響を与えるような重要事実の漏洩、風説等の流布があった際に、事実の有無、当社の見解につき速やかに公表する場合を想定しております。



【適時開示体制の概要】



(注)⑤緊急は、株主・投資者の判断に影響を与えるような重要事実の漏洩、風説等の流布があった際に、事実の有無、当社の見解につき速やかに公表する場合を想定しております。